

補助金申請書関係書類

補助金申請にあたっては災害バルクホームページより様式等をダウンロードし、以下の書類を提出してください。

1. 交付申請書

- 1) 災害バルク補助金申請書類
- 2) 交付申請書(様式第1)
- 3) 申請日より3カ月以内に取得した履歴事項全部証明書
- 4) 役員名簿(履歴事項全部証明書に代表者以外の記載がない場合)
- 5) 直近2期分の決算報告書(個人申請の場合は直近2年分の納税証明書その3の2)
- 6) 中小企業の除外規定に該当しないことを証明する書類(中小企業として申請する場合)
- 7) 敷地全体配置図(平面図)
- 8) 避難所として使用する場所の図面(平面図)
- 9) 燃料消費量計算書
- 10) LPガス販売事業者の「液化石油ガス販売事業者許可証」
- 11) 補助対象・対象外の判別が可能なLPガス配管図
- 12) 自家発電設備出力計算書(固定式発電機を導入する場合)
- 13) 補助対象・対象外の判別が可能な電気配線図
- 14) 見積依頼書および見積書(明細含む。申請者が地方公共団体の場合は設計見積書)
- 15) 福祉避難所として使用することがわかる地方公共団体との協定書等(該当する場合)
- 16) 業務方法書第13条第2項に関する解説図と契約書(該当する場合)

1)についてはExcel形式で、他の書類はPDF形式で提出してください。

予算を超過する申請があった場合の採択の優先順位

業務細則第9条(5)に基づき、予算を超過する申請があった場合の優先順位の定めに従い採択を決定する。
応募案件は、以下の第一優先順位、第二優先順位、第三優先順位の考え方で、整理され、採択の可否が決定される。

<第一優先順位>

設置先となる施設の分類によって以下の順番で採択する。

- ① 公的避難所、指定避難所
- ② 医療施設(入院施設があること)
- ③ 社会福祉施設(福祉避難所を優先する、次いで入所施設)

<第二優先順位>

第一優先順位の各段階において予算を超過する場合、以下の順番で採択する。

- ① 官公需適格組合からガス供給を受けるもの
- ② ①に該当しないもの

<第三優先順位>

第二優先順位の各段階において予算を超過する場合、施設の機能維持に必要な燃料の保有日数の多い順に採択する。

その他、詳細についてはホームページ掲載の「申請の手引き」等を必ずご確認ください。

令和3年度補正予算

災害時に備えた社会的重要なインフラへの
自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

LPガス災害バルク等 申請ガイドブック



LPガスで自然災害への備えを!!



災害時に備えた燃料備蓄の必要性

災害が発生したら…



いつ起こるかわからない自然災害にLPガスで備えましょう

LPガス災害バルク等導入イメージ

命をつなぐエネルギーLPガス

3日間を乗り切る

災害により地域が孤立した場合、援助が被災地まですぐには届きません。ライフライン復旧までに3日間程度のエネルギー備蓄が必要だと言われています。

LPガスの備蓄がカギに

LPガスを備蓄することで、災害後のライフラインを確保することにつながります。下記の設備を導入することで「電気」、「冷暖房」、「給湯・調理機器」の使用が可能になります。

LPガス災害バルク等



※50kg容器の場合は6本以上

「LPガス災害バルク」とは

災害時に電気やガス等の供給網が途絶した場合でも、貯蔵されている「石油ガス（LPガス）」によりエネルギー供給を可能とする、耐震性や安全性に優れた、災害対応型の「LPガス供給システム」のこと。災害時には、避難所等で電気、給湯、炊き出し、冷暖房などの提供が可能となる。



LPガス発電機



ポータブル発電機



コジェネレーション

発電機ユニット

電気



GHP(ガスヒートポンプエアコン)

空調機器ユニット

冷暖房



給湯器



炊き出し設備



コジェネレーション



ガスストーブ



鋳物のコンロ

燃料機器ユニット

給湯
調理機器



簡易スタンドユニット

簡易スタンドユニット

LPガス
自動車

※補助対象設備は、電気・都市ガス・水道が全て止まった状態にある災害時に独立して稼働できる仕様のものに限り、個別設備については振興センターにご相談ください。

補助事業の概要

大規模な災害等が発生した時に、系統電力、都市ガスや水道の供給が途絶した場合でも、避難困難者が多数生じる医療施設や福祉施設、公的避難所及び一時避難所となり得る施設等はライフラインの機能を維持することが求められます。一般財団法人エルピーガス振興センターは、国の補助金の交付を得て、自衛的な燃料備蓄のためにLPガス災害バルク等の設置に要する経費の一部を補助することにより、災害発生時においても、これらの施設等に対するLPガスの安定供給の確保を図り、その機能を3日間以上維持させることを目的としています。また、本事業を通じて国土強靱化地域基本計画を推進します。

申請の公募期間について

令和3年度補正予算

令和4年2月28日(月) ～ 令和4年4月15日(金)

※各募集期間の締切日まで申請を受付ます。

※上記期間で予算額に達しなかった場合は、再度、募集期間を設けます。詳しい内容等は振興センターホームページでお知らせします。

補助対象となる設置施設

- ① 災害等発生時に避難場所まで避難することが困難なものが生じる施設 … 医療施設、福祉施設(老人ホーム) 等
- ② 公的避難所(地方公共団体が災害時に避難所として指定した施設)* … 自治体庁舎、公立学校、公民館、体育館 等

※地方公共団体が申請者もしくは共同申請者として申請する場合、その地方公共団体が国土強靱化地域計画を策定済みであること、もしくは大規模地震対策特別措置法第3条の規定による地震防災対策強化地域に指定されていることが要件となります。

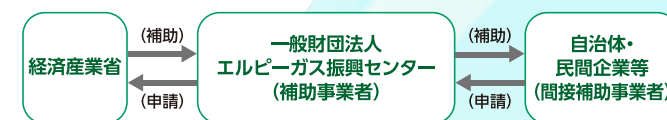
補助対象設備

▶ 上記①～②の対象施設に設置する機器等

- ・LPガス災害バルク貯槽又はシリンダー容器(但しシリンダー容器の購入は補助対象となりますが、必須ではありません)
- ・LPガス発電機(コジェネレーション含む)
- ・空調機器(GHP等)
- ・燃焼機器(コジェネレーション、炊き出しセット、コンロ、炊飯器、給湯器(ボイラー含む) ガスストーブ、ファンヒーター)
- ・簡易スタンドユニット

※上記補助対象設備等を設置することで、電気・都市ガス・水道が全て止まった状態にある災害時に容器の貯蔵上限量50%に対し3～7日間対応可能となることが申請に際しての必須要件です。

スキーム



補助金の交付限度額

- ① 一申請あたり上限1千万円 … バルク、シリンダー容器及びLPガス供給設備のみ
- ② 一申請あたり上限3千万円
 - 1) … バルク、シリンダー容器及び供給設備+LPガス発電機ユニット(コジェネレーション含む)
 - 2) … バルク、シリンダー容器及び供給設備+LPガス空調機器ユニット(GHP他)
 - 3) … バルク、シリンダー容器及び供給設備+LPガス燃焼機器ユニット(コジェネレーション、炊き出しセット、コンロ他)
 - 4) … バルク、シリンダー容器及び供給設備+LPガス簡易スタンドユニット
- ③ 一申請あたり上限5千万円 … ②の 1)と 2)を同時に設置する場合

補助対象経費

LPガス災害バルク等の機器購入費と設置工事費

※容器他にこれに付属するLPガスの供給に必要な設備は、必ず購入することが条件です。(但しシリンダー容器の購入は必須ではありません)

※常備使用のLPガス配管・電気配線等部分は、補助金対象外となります。また、既存設備の撤去費用も補助金対象外となります。

補助率

補助対象となる設置施設	令和3年度補正予算
① 避難困難者施設(医療施設・福祉施設等)	1/2以内 ただし、中小企業者が運営する場合2/3以内
② 公的避難所	1/2以内

※中小企業者の定義は中小企業基本法第2条第1項の規定を準用しております。詳細は中小企業庁ホームページをご確認ください。
(<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)